



平成 17 年 8 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社サーラコーポレーション
代 表 者 名 取締役社長 神 野 吾 郎
(コード番号 2734 東証・名証第1部)
問 合 せ 先 IR 推進室長 望 月 志 郎
(TEL . 0 5 3 2 - 3 3 - 8 8 7 7)

2009 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行条件の決定に関するお知らせ

平成 17 年 8 月 31 日開催の当社取締役会において決議いたしました 2009 年 9 月 18 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」といい、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。）の発行に関し、上記取締役会で未定であった発行条件について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本新株予約権に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額 本社債の発行価額と同額とする。
本新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株当たりの額 当初 605 円
(以下「転換価額」という。)
(参考) 決定日(平成 17 年 8 月 31 日)における株価等の状況
(イ) 株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値 576 円
(ロ) アップ率[$\{ \text{転換価額} / \text{株価(終値)} - 1 \} \times 100$] 5.03%
- (2) 本新株予約権が行使された場合に交付すべき当社普通株式の総数
当初 5,785,123 株を上限とする。但し、Mitsubishi Securities International plc, London, Zurich Branch (以下「引受会社」という。)の権利の行使により本新株予約権付社債が追加的に発行された場合、最大当初 6,611,570 株とする。

2. 本新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連すること、並びに、本社債の利率及び発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値と市場環境等を勘案した本新株予約権の価値を考慮し、その発行価額を無償とした。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから各本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は当社取締役会の授権に基づき、当社代表取締役が、本社債の発行価額その他の当社取締役会の決議事項及び投資家の需要状況その他の市場動向を勘案して平成 17 年 8 月 31 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 5.03% 上回る額とした。

3. 本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れる額 1 株につき当初 303 円

ご注意：この文書は、当社が 2009 年 9 月 18 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

<ご参考> 2009年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の概要

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 本社債の発行総額 | 3,500,000,000 円及び引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額 |
| (2) 発行決議日 | 2005年8月31日 |
| (3) 申込期間 | 2005年9月1日 午前8時(日本時間)まで |
| (4) 払込期日及び発行日 | 2005年9月20日(ロンドン時間) |
| (5) 本新株予約権の行使期間 | 2005年10月3日から2009年9月4日における銀行営業終了時(いずれもロンドン時間)まで。但し、本社債が繰上償還される場合は、当該償還日の5営業日前の日における銀行営業終了時(ロンドン時間)まで、また、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益喪失時までとする。上記いずれの場合も、2009年9月4日より後に本新株予約権を行使することはできない。
さらに、本新株予約権行使の効力は、日本時間では本新株予約権行使請求日の翌暦日に発生し、同暦日を本新株予約権行使効力発生日とする。 |
| (6) 償還期限 | 2009年9月18日(スイス時間) |

以 上

ご注意：この文書は、当社が2009年9月18日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。